

学生は、学生生活を過ごしていく中で、様々な危険に囲まれています。たとえば、交通事故、カルト集団や過激活動集団からの勧誘、薬物（大麻や麻薬等）、詐欺などの消費者トラブル等があげられます。教員は、そのような危険について十分な理解と知識を備え、学生の豊かな学生生活を実現するために、適切な指導について前向きに取り組むことが必要です。

○交通事故の防止

本学学生に対しては、地域住民の方々を含む関係者から、自転車・バイクなどの交通マナーに関する苦情が多く寄せられています。また、実際に事故も頻繁に発生しており、中には死傷者が出るほど痛ましい交通事故も発生しています。学生に対しては、常々、交通ルールを厳守し、普段の生活から交通事故には十分に注意し、被害者にも加害者にもならないよう注意喚起を行っています。

なお、自動車・バイクは、自動車・バイクの任意保険加入を呼びかけ、自転車は、自転車保険（義務）へ必ず加入するように指導しています。

さらに、本学の構内においても交通事故が多発しており、一般道と同様に交通ルールを守るよう注意喚起を行っています。

現在、交通事故防止のため、次のことについては、特に注意喚起を行っています。

- **自転車・バイクの運転に注意**

学生生活の中で、自転車・バイクの事故が急増しています。運転者が加害者となるケースが多く、自転車の利用にあたっても十分な注意が必要です。

- 速度制限を守り、スピードを出し過ぎないこと。
- バイクでの割り込み運転をしないこと。
- 飲酒、酒気帯び運転は絶対にしないこと。
- 自転車レーンがある道路では、歩行者レーンを通行しないこと。
- 歩行者、特に近隣の小・中学校の児童・生徒に注意して運転すること。
- 携帯電話やイヤホンなどで音楽を聴きながらの自転車の運転は大変危険で、法律でも禁止されているので、絶対にやめること。

- **キャンパス構内の交通マナー**

構内においても交通事故が多発しており、一般道と同様に交通ルールを守る必要があります。

- 構内において、後ろから来た車やバイクと自転車の接触事故が頻発しています。その主な原因である急な進路変更は大変危険なのでしないこと。
- 暴走行為は大変危険なので絶対にしないこと。見つけたら、警務員又は各学部の学生係等に通報してください。

- ・バイクのヘルメットの無着用、50ccバイクでの二人乗り、運転練習は危険なので行わないこと。また、バイクや車による過度の騒音は周りの迷惑になるので注意すること。
- ・駐輪、駐車は定められた場所で行うこと。

○破壊的カルト集団等からの勧誘被害の防止

いくつかのカルト団体に関するトラブルが大きな社会問題になっていることから十分注意するように注意喚起を行っていますが、一部では、カルト団体に洗脳されてさまざまな活動をさせられている旨の報告があります。

本学学内では、大学の許可を受けていないそのような勧誘活動は禁止されています。大学内で勧誘されたり、勧誘しているところを見かけたりした場合は、学務部学生支援課（TEL：092-802-5966，E-Mail：gaggakusei_jimu.kyushu-u.ac.jp）に連絡をお願いします。（メールアドレスは（ ）を@と置き換えてください。）

【様々な勧誘方法】

SNS等を利用した勧誘

Twitter, Facebook, Instagram等を利用して、ダミーサークルや医療系・国際系（留学系）・ボランティア系の各種イベントへ誘い込んで取り込んでいく。

アンケート調査を装った勧誘

「アンケートに答えてください。」と声をかけ、個人情報（名前や電話番号など）を聞き出す。

ボランティア活動を装った勧誘

「いっしょにゴミ拾いなどボランティア活動に参加しませんか？」と声をかけ、個人情報（名前や電話番号など）を聞き出す。

スポーツやレクリエーションなどを口実とした勧誘

「他大学生や社会人も参加しているバレーボールクラブがあるので、一緒にやりませんか？」、「先輩たちと一緒にボーリングに行ってみませんか？」、「ゴスペルコンサートをやるので、聞きに来ませんか？」などと声をかけ、個人情報（名前や電話番号など）を聞き出す。

その他

「アルバイトをしてくれる学生を探しているんですが・・・」、「一緒にカラオケに行って楽しみましょう！」、「（ゴミ問題、少子化問題、国際紛争問題などの）社会問題について一緒に考えてみませんか？」などと声をかけ、個人情報（名前や電話番号など）を聞き出す。

【おかしいと思った時の対応】

- ・個人情報（氏名・電話番号・住所など）を絶対に教えない。
- ・おかしいと少しでも感じたら、はっきりと断る。
- ・その団体が良いものだと信じ、善意で勧誘してくる人も多いので、たとえ勧誘した人が魅力的であり、やさしく思いやりのある人に思えてもきっぱり断る。
- ・カルト団体かどうかはっきりしない場合は、すぐに個人情報を教えたり、誘いに応じたりせず、一旦時間をおいて、友人に相談したり、インターネットで勧誘を受けた団体について検索してみる。
- ・おかしいと思ったら迷わず学務部学生支援課へ相談する。

○薬物乱用の防止

大麻等の薬物の使用、所持、売買等は重大な犯罪行為であるうえ、これらの薬物所持は、依存を引き起こす性質を持ち、心身両面に大きなダメージを与え、使用者本人のみならず、周囲の人、さらに、社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものであることを日頃より周知徹底しています。

- ・取組状況は、以下のとおりです。
 - ・警察等の協力を得て、新入学生を対象に薬物乱用防止のためのガイダンスを開催しています。
 - ・各機関から発行される薬物乱用防止ポスター及びパンフレットを掲示・配布しています。

○詐欺、消費者トラブルの防止

学生の起業を口実にだます手口やネットワークビジネスなどのマルチ商法、資格商法、架空請求など詐欺の手口はエスカレートし、かつ、巧妙化しています。場合によっては、学生が加害者になるケースもあります。

学生から相談があった場合や学生の様子がおかしいと感じたときは、学務部学生支援課、または下記の学外相談機関等へ相談してください。

また、令和4年（2022年）4月から、民法の改正により、成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。これに伴い、消費契約などが親権者の同意なしに結ぶことができるようになることから、詐欺の被害が広がることが懸念されています。

○アルバイトでの労働トラブルの防止

近年、悪質な家庭教師あっせん業者、飲食店や営業等での過重な労働など、職場環境が極めて悪いブラックバイトと呼ばれる状況が見受けられます。

学生自身の修学環境の確保、並びに健康管理のためにも、学業・生活とアルバイトの適切なバランスを取る必要があります。

過重なアルバイト環境に陥る学生がないよう、日頃から学生の生活状況については注意して見守ってください。もし、ブラックバイトが疑われるような場合は、学務部学生支援課、または下記の外部相談機関等へ相談してください。

○喫煙防止

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が成立し、「望まない受動喫煙」の防止が図られることになりました。これを受け九州大学は、受動喫煙が他人に与える健康への影響を鑑み、令和元年9月1日より全てのキャンパスにおいて敷地内全面禁煙を実施しています。

敷地内全面禁煙となったことにより、隠れ喫煙者による火災の危険性が懸念されています。学生の喫煙者を見かけたら敷地内全面禁煙である旨説明し、指導してください。

もっと詳しく知るには

- ・「学生ハンドブック」

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/pamphlet>

- ・民法（成年年齢関係）改正 Q&A（法務省）

<http://www.moj.go.jp/content/001261887.pdf>

お問い合わせ先

○交通マナー、薬物防止、詐欺、消費者トラブル、アルバイトでの労働トラブル、喫煙防止について

学務部学生支援課学生支援係 092-802-5961

内線:90-5961

○交通事故及び破壊的カルト集団等からの勧誘被害の防止について

学務部学生支援課課外活動支援係 092-802-5966

内線:90-5966

< 学外相談機関等 >

○薬物乱用に関する相談窓口

・ 薬物乱用防止相談窓口一覧

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>

・ 福岡市薬物乱用に関する情報ページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/chiikiiryō/health/kakubuturanyou/index.html>

・ 福岡市精神保健福祉センター 依存症に関する情報ページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/izon.html>

○消費者トラブル、詐欺（被害者・加害者）

・ 福岡県消費生活センター 092-632-0999

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html>

・福岡市消費生活センター 092-781-0999

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/shohiseikatsu/life/syouthiseikatusentauhoumupeiji/shohi.html>

○ブラックバイト等労働トラブル

・厚生労働省 労働条件に関する総合情報サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

・労働条件相談ほっとライン 0120-811-610